

岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基本 新旧対照表

改正後	改正前
<p>二 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 監督処分の対象</p> <p>(1) 監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。</p> <p>(2) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分 建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、<u>公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事という。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）</u>に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。</p> <p>3 監督処分等の時期等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案</u>については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要</p>	<p>二 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 監督処分の対象</p> <p>(1) 監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。</p> <p>(2) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分 建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。</p> <p>3 監督処分等の時期等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>贈賄等の容疑で役員等が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案</u>については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置</p>

すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3)・(4) 略

4～6 略

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者等（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け、合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者等（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらずに承継した場合であっても、承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

①・② 略

三 建設業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 略

(2) (1)以外の不正行為等があった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3)・(4) 略

4～6 略

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者等（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、行為者の営業を承継した建設業者等（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき。

①・② 略

三 建設業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 略

(2) (1)以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者等であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請負契約を締結した場合において、特に必要があると認められるときは、当該建設業者等に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3) 略

2 具体的基準

(1) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合におい

(3) 略

2 具体的基準

[移動]

(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合において

てはその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合(独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。)は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

e aからdまでにより営業停止処分(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にaからdまでに該当する事由(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)があった場合は、aからdまでにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し(入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。)、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

i 略

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計

はその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b その他の場合においては、60日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合(独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。)は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

d a～cにより営業停止処分(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～cに該当する事由(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)があった場合は、a～cにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し(入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。)、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものとしては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

i 略

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、当該発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計

算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、45日以上
の営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者
を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを
含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請
負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除
く。）は、15日以上営業停止処分を行うこととする。ただし、
工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条
第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に
違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従
わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この
場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 略

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳若しくは施工体系図の作成を怠つたとき又は虚
偽の施工体制台帳若しくは施工体系図の作成を行ったときは、
7日以上営業停止処分を行うこととする。

算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、45日以上
の営業停止処分を行うこととする。

② 一括下請負

建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日
以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が
施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工
事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量す
べき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽
を行うこととする。

③ 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術
者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたと
きを含む。）は、15日以上営業停止処分を行うこととする。
ただし、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、
同条第3項に規定する専任義務に違反する場合には、指示処
分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に
営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停
止の期間は7日以上とする。

また、主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理につ
いて著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であ
ると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書
面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。
指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこ
ととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上
とする。

④ 略

⑤ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体
制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上営業
停止処分を行うこととする。

⑥ 無許可業者等との下請契約

建設業者が、情を知って、建設業法第3条第1項の規定に違
反して同項の許可を受けずに建設業を営む者、営業停止処分
を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上営業停

止処分を行うこととする。

また、建設業者が、情を知って、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(3) 事故

① 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

② 工事関係者事故

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適當であ

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適當であ

るか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 略

c 建築基準法の違反が建築資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 略

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等

るか否かの認定を行うこととする。

[移動]

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 略

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 略

② 役員等による信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第31条第7項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

- i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 略

(5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) 主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金

役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

- i 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は、7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 略

[移動]

[移動]

[移動]

額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。

c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(8) 略

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 略

2 具体的基準

(1) 契約締結の過程に関する法令違反

① 刑法犯罪（詐欺罪）

- a 代表権のある役員等（無許可業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。
- b その他の場合においては、60日以上営業停止処分を行うこととする。この場合において、代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。
- b 略

(2)・(3) 略

(4) 公衆危害

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に

(5) 略

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 略

2 具体的基準

(1) 契約締結の過程に関する法令違反

① 刑法犯罪（詐欺罪）

- a 代表権のある役員（無許可業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。
- b その他の場合においては、60日以上営業停止処分を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 特定商取引に関する法律違反

- a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。
- b 略

(2)・(3) 略

(4) 公衆危害

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に

死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処された場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処された場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。